

貼付欄

※ 支援計画等の受け取った資料は、ここに貼るかファイルを作るなどしてまとめて保管しておきましょう。



VIII 被害者等が利用できる支援制度

被害者等の方が利用できる主な支援制度について紹介します。

各制度の利用には様々な要件があり、実施する機関等（問合せ先）はそれぞれ異なりますので、あなたの支援担当者や総合的対応窓口（→P16、P76）に相談し、利用する制度と一緒に確認するようにしましょう。

法テラスで利用できる弁護士に関する制度

① 犯罪被害者等支援弁護士制度（法テラスによる犯罪被害者等法律援助）

法テラスでは、対象となる被害者等の方に対し、原則として法テラスが費用を負担して、早期の段階から被害者支援の経験や理解のある弁護士による包括的かつ継続的な援助を行っています。

● 援助内容

- ・ 法律相談
- ・ 被害届・告訴状の作成・提出
- ・ 捜査機関や裁判所等への対応（対司法機関）
- ・ 損害賠償に向けた交渉・訴訟代理（対加害者）
- ・ 犯罪被害者等給付金の申請手続（対行政機関）
- ・ 取材対応（対報道機関）

等の法律事務等

※ 受任した弁護士との協議により、必要な援助内容を決めることができます。

● 対象の被害者等

次のページの資力要件を満たし、

- ・ 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪
 - ・ 刑法における一定の性犯罪等
 - ・ 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪の犯罪行為により治療期間が3か月以上又は一定の後遺障害（障害等級第1級から第14級）が存する負傷・疾病を受けた場合
- の被害者等（犯罪により被害を被った方又はその方が亡くなった場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹）

● 資力要件

申込者の資力（本人に属する現金、預金等の流動資産）に配偶者の資力を加算した額から

- ・ 犯罪行為により生じた負傷・疾病の療養費用等（本制度の利用申込みの日から1年以内に支出すると認められるもの）
- ・ 犯罪被害者等給付金その他の犯罪被害者等に対する給付金（見舞金等）

を控除した額が 300 万円以下であること

配偶者が事件の相手方であるときその他配偶者の資力を加算することが相当でないときは、配偶者の資力を加算しないことができます。

● 費用負担

本制度の利用により生じた通常報酬及び実費は、法テラスから弁護士に支払われます。

ただし、援助事務により金銭等（犯罪被害者等給付金その他の犯罪被害者等に対する給付金を除く。）を現実に入手した場合には、被害者等の方が弁護士に成果報酬を支払うほか、入手した金銭等が一定額を超えるときは、通常報酬及び実費の全部又は一部をご負担いただくことがあります。

※ 法テラスで利用できる被害者国選弁護制度については、P71

< 警察庁 HP 内リンクへ >

問合せ先：法テラス群馬



「弁護士からの支援を受けたい」へ

警察に関する制度

② 警察の支援体制・連絡制度

警察では、捜査にご協力いただく際に、被害者等の方に寄り添い、様々な支援を行う担当者を配置しています。また、刑事手続の各段階に応じて、事件の状況を通知する制度があります。

● 指定被害者支援要員制度

殺人、性犯罪、傷害等の身体犯、ひき逃げ等の交通事故事件等の専門的な支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、被害者等の方のご要望に応じて、次のような活動を行います。

- ・ **付添い**
医師の診察が必要な場合の病院の手配や付添い、実況見分の立会い、自宅への送迎等を行います。
- ・ **ヒアリング**
心配事や困り事の相談に対応します。
- ・ **説明**
刑事手続等の説明や、ご家族や会社、学校等に必要な説明を行います。
- ・ **その他**
被害者等の方へ援助を行う民間団体や部外のカウンセラー等の紹介を行います。

● 被害者連絡制度

殺人、性犯罪、傷害等の身体犯、ひき逃げ等の交通事故事件等の被害者等の方に対して、事件を担当している捜査員が、刑事手続の段階に応じ、以下の内容をお知らせします。

事件のことを知らせてほしくないと思われる場合は、捜査員にその旨をお話してください。

- ・ **捜査状況**

被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。

- ・ **被疑者の検挙状況**

被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者検挙の旨、被疑者の氏名、年齢等について連絡します。

- ・ **被疑者の処分状況**

事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公判が開かれる裁判所等について連絡します。

被疑者が少年の場合は、お知らせする内容が若干異なることがあります。

● 行政処分に関する情報提供

交通事故事件を起こした加害者には、刑事処分とは別に、都道府県公安委員会により運転免許の取消しや停止処分の行政処分が行われます。取消し処分と 90 日以上停止処分の行政処分がされる前には、処分を受ける加害者に対して、公開による意見の聴取が行われます。

意見の聴取には、代理人が出席することもあり、加害者も代理人も出席しないときは意見の聴取をしないで処分が行われることがあります。

警察では、お問い合わせに応じて、

- ・ 加害者に対して行った行政処分の内容
(免許の取消し・効力の停止別及び停止の場合にはその日数)
 - ・ 意見の聴取を行う期日と場所
- をお知らせします。

● カウンセリング体制

犯罪により大きな精神的被害を受けた被害者等の方には、心理学的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。

警察では、

- ・ カウンセリングの専門的知識や技術を有する職員の配置
- ・ 精神科医や民間のカウンセラーとの連携
- ・ カウンセリング費用の公費負担制度（④参照）

により、被害者等の方のための相談・カウンセリング体制を整備しています。

被害少年に対しては、専門職員（少年支援官）と連携して、カウンセリングを実施する場合があります。＜警察庁 HP 内リンクへ＞

問合せ先：事件を担当する警察署



③ 犯罪被害給付制度

「警察におけるカウンセリング」参照

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者のご遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた方に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度があります。

給付金の支給は、日本国籍を有する方又は日本国内に住所を有する方が対象となります。

● 給付金の種類

給付金は一時金として支給するもので、その種類は以下のとおりです。

・ 遺族給付金

ご遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方）に支給

・ 重傷病給付金

重傷病（加療1か月以上、かつ、3日以上入院を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1か月以上、かつ、3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った方に、負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業加算額の合算額（上限120万円）を支給

・ 障害給付金

障害（障害等級第1級から第14級）が残った方に支給

● 支給額等

給付金の額は、被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定され、労災保険等の公的保障を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額との調整が行われます。

被害者等の方に不適切な行為がある場合等や親族間での犯罪等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

● 申請の方法

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請してください。受付は、住所地を管轄する都道府県警察本部又は警察署で行っています。

なお、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときには申請できません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていた等のやむを得ない理由によりこの期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請することができます。

＜警察庁 HP 内リンクへ＞

問合せ先：住所地を管轄する警察本部・警察署



④ 警察の公費負担制度

「犯罪被害給付制度」参照

特定の犯罪により傷害等を負わされた被害を受けた場合に、一定の医療費等を公費で支出し、被害者等の方の経済的な負担を軽減する制度があります。

● 身体的被害に関する医療費等

- ・ ご家族を亡くされた場合
検案書料、司法解剖後の遺体搬送費・遺体修復費
- ・ 1か月以上の傷害等の被害を受けた場合
初診料、検査料、診断書料
- ・ 性犯罪の被害を受けた場合
初診料、検査料、性感染症等の検査料、治療費、緊急避妊費用、検査結果の説明を受ける際の再診料、診断書料、人工妊娠中絶費用、犯罪被害による破損等及び鑑定により原状回復が不可能となった学生服等の代替品購入・修繕等費用の補助費

● カウンセリングに関する費用

精神科や心療内科等の医療費、公認心理師や臨床心理士によるカウンセリング経費

● 居宅に関する費用

自宅が犯罪の現場となったり、破壊されたりした場合等に一時的に避難するための経費やハウスクリーニングに要する経費

<警察庁 HP 内リンクへ>

問合せ先：群馬県警察本部・警察署



「公費負担制度」参照

⑤ 安全確保のための措置

同一の加害者から再び被害を受けるおそれがある方の再被害を防止するほか、暴力団等から危害を受けるおそれがある方を保護するための対策を行います。

● 再被害の防止・保護対策

警察では、被害者等の方が、同じ加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合、再被害防止対象者として指定し、重点的な防犯指導や所要の警戒措置を行い、要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

加害者が暴力団員等で、暴力団等から危害を受けるおそれがある場合には、被害者等の方を保護対象者として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

加害者や暴力団等から、生命・身体に危害を加えられるような脅迫等を受けた場合は、すぐに警察へ通報してください。

● 配偶者等からの暴力、児童虐待、ストーカー事案等の被害者の方の保護

警察では、配偶者等からの暴力、児童虐待、ストーカー事案等の被害者の方の安全を確保するため、加害者と離して保護する必要がある場合には、女性相談支援センターや児童相談所等の関係機関と連携して対応します。

問合せ先：群馬県警察本部・警察署

<警察庁 HP 内リンクへ>



「警察における配偶者暴力への対応」参照

「警察における児童虐待への対応」参照

「警察におけるストーカー事案への対応」参照

検察庁、裁判所等に関する制度

⑥ 検察庁における被害者支援等のための制度等

検察庁には、被害者等の方の負担や不安をできるだけ和らげるための制度や、被害者等の方に対し、事件の処分結果等について通知する制度があります。

● 被害者支援員制度

検察庁には、被害者等の方の負担や不安をできるだけ和らげるため、支援に携わる被害者支援員が配置されています。

被害者支援員は、被害者等の方からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者等の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの活動を行います。

● 被害者等通知制度

被害者等通知制度とは、被害者等の方に対し、ご希望に応じ、できる限り、以下の事項等を通知する制度です。

事案に応じて通知を受けられる事項が複数あり、各事項によって通知の時期等も異なるため、担当する検察官等の説明を聞いた上で、通知を希望する方は、どの事項等について希望するかを申し出てください。

- ・ 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- ・ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- ・ 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- ・ 加害者の身柄の状況（釈放（保釈を含む。）の有無）、起訴事実、不起訴の理由の概要等
- ・ 実刑判決の確定後、刑務所から釈放される予定の年月等

● 再被害防止のための加害者の釈放予定等の通知

検察庁において、被害者等の方が再び被害にあわないように転居その他加害者との接触を避ける措置をとる必要があり、検察官が通知を行った方がよいと認めたときには、加害者の釈放直前における釈放予定の時期や釈放された後の住所地についてお知らせすることがあります。

<警察庁 HP 内リンクへ>



「検察庁」へ

問合せ先：前橋地方検察庁

⑦ 被害者等の方の情報の保護

刑事手続の中では、被害者等の方の氏名や住所等、個人が特定され得る情報（個人特定事項）が取り扱われますが、性犯罪等の一定の事件においては、捜査から判決後に至るまで、被害者等の方の情報を加害者（被疑者・被告人）に対して秘匿し、保護する制度があります。

対象犯罪

- 性犯罪の事件のほか、個人特定事項が加害者に知られると、
- 被害者の方（被害者ご本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合は、配偶者、直系親族及び兄弟姉妹の方を含みます。）の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがある事件
 - 被害者やその親族の方の身体若しくは財産に危害を加えられ、又はこれらの方を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある事件

● 捜査段階における氏名等の秘匿

被疑者を逮捕・勾留等する場合に被疑者に対して提示する令状（逮捕状・勾留状等）には、事件の内容が記載され、被害者等の方の個人特定事項も含まれる場合がありますが、性犯罪等の一定の事件については、その個人特定事項を明らかにしない方法がとられることもあります。

● 裁判段階及び判決後における情報の保護

刑事裁判は、原則として公開の法廷で行われますが、裁判所は、性犯罪等の一定の事件については、被害者等の方の個人特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができます。この決定があったときは、起訴状の朗読や証人尋問等の手続は、秘匿することとなった事項を明らかにしない方法で行われます。

また、被告人や弁護人に対しては、刑事裁判において、事件の内容が記載された起訴状の謄本が送付されたり、証拠書類が開示されたり、証人の氏名等を知る機会が与えられますが、性犯罪等の一定の事件については、被告人に不利益が生じるおそれのある場合を除いて、被害者等の方の個人特定事項を知らせないなどの措置をとることができます。

判決後についても、判決書の謄本の交付を通じて秘匿された個人特定事項が被告人に知られないようにするための仕組みが設けられています。

<警察庁 HP 内リンクへ>

問合せ先：前橋地方検察庁



「検察庁」へ

⑧ 刑事裁判で利用できる制度

刑事裁判では、一定の要件の下で、被害者等の方に配慮した各種制度を利用することができます。

● 証人の不安や緊張を緩和するための措置

刑事裁判の証人尋問においては、証言してくださる方の精神的な負担を軽くするため、一定の事件について、裁判所の判断によって以下の措置をとることができます。なお、これらは併用されることもあります。

- ・ 証人への付添い

性犯罪の被害者やお子様等が、刑事事件の証人として法廷で証言するときに、その不安や緊張を和らげるため、裁判所が適当かつ相当と認める人（家族や心理カウンセラー等）が証人のそばに付き添うことができるものです。

- ・ 証人の遮へい

証人が被告人や傍聴人から見られていることで心理的な圧迫を受けるような場合に、その精神的な負担を軽くするため、証人と被告人や傍聴人との間についたて等を設置し、相手の視線を気にしないで証言できるようにするものです。

- ・ ビデオリンク方式

性犯罪の被害者等の方が関係者の全員そろった法廷で証言することに大きな精神的な負担を受けるような場合、負担を軽くするため、証人は別室に在席して、モニターを通じて証人尋問を行うものです。

● 裁判の優先傍聴

被害者等の方が裁判の傍聴を希望する場合、裁判所において、傍聴席の確保について可能な限り配慮が行われます。

● 心情等の意見陳述

被害者等の方が、裁判で犯罪被害に関する心情等の事件に関する意見を述べるすることができます。

● 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付

被害者等の方が希望する場合には、検察官から、冒頭陳述（裁判の初めに、検察官が証明しようとしている事実を明らかにすること）の内容を記載した書面を受け取ることができます。書面は、原則として、冒頭陳述の実施後に交付されます。

● 公判記録の閲覧等

第1回公判期日の後、正当でない理由による場合や相当と認められない場合を除き、原則として、裁判所が保管する刑事事件の公判記録を閲覧、コピーすることができます。

また、被害にあわれた事件と同種の犯罪行為に係る、その被告人の刑事事件についても、損害賠償請求の必要があって、相当と認められるときは、公判中の記録を閲覧・コピーすることができます。

● 刑事和解制度

被告人との間で、犯罪から生じた損害等に関する民事上の請求について、裁判外で和解（示談）が成立した場合に、事件を審理している裁判所に申し立てると、その合意の内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。これにより、民事裁判での裁判上の和解成立と同じ効力が生じ、被告人が和解（示談）した際の約束を守らない場合には、別の民事裁判を起こさずに、この調書を利用して強制執行の手続きをとることができます。

● 損害賠償命令制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等の方は、その刑事事件を担当している地方裁判所に対し、審理手続が終結するまでの間に、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった後、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われます。また、この制度を利用するための申立手数料は2,000円であり、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を証拠として取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証のための労力・負担を軽減する仕組みになっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての決定に対して当事者のいずれかから異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

問合せ先：前橋地方検察庁、前橋地方裁判所

< 警察庁 HP 内リンクへ >



「検察庁」参照

「裁判所」参照

⑨ 刑事裁判に参加する制度

刑事裁判では、一定の事件の被害者等の方が裁判に参加することのできる被害者参加制度があります。また、一定の資力に満たない被害者等の方には、弁護士の報酬等を国が負担する制度（国選被害者参加弁護士制度）があります。

● 被害者参加制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等の被害者等の方は、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加することができます。

被害者参加人は、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

被害者参加人が刑事裁判に出席した場合には、資力を問わず、国から旅費、日当及び宿泊料等が支出されます。

● 国選被害者参加弁護士制度

被害者参加人となった方は、公判期日への出席や被告人質問等の対応を弁護士に委託することができます。

この場合、資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。

この弁護士の報酬及び費用は国が負担します。

<警察庁 HP 内リンクへ>



「検察庁」へ

問合せ先：前橋地方検察庁、法テラス



「法テラス」へ

⑩ 少年事件の被害者等への制度

少年犯罪による被害者等の方には、次のような制度があります。

● 少年事件の記録等の閲覧等

審判開始の決定があった後、正当でない理由による場合や、相当と認められない場合を除き、原則として、裁判所にある少年事件の記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録であるいわゆる社会記録は除かれます。）を閲覧、コピーすることができます。

● 被害者等の意見陳述

原則として、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情等の事件に関する意見を述べることができます。

● 少年審判の傍聴

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等（これらのうち傷害の事案は、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等の方は、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、少年審判の傍聴が認められます（12歳に満たないで刑事法令に触れる行為をした少年に係る事件は除かれます。）。

● 審判状況の説明

少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

● 審判結果等の通知

原則として、家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

問合せ先：前橋地方裁判所

<警察庁 HP 内リンクへ>



「裁判所」へ

⑪ 医療観察審判事件に係る被害者等に対する制度

心神喪失又は心神耗弱の状態で大なる他害行為を行った者であつて、心神喪失等を理由として不起訴処分あるいは無罪となつた場合等には、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てを行います。

裁判所は、申立てを受けて医療観察法の審判を行い、加害者を入院させるのか、通院させるのかなどの決定をします。

加害者について医療観察法の申立てが行われた場合、被害者等の方に対しては次のような制度があります。

心神喪失等

心神喪失、心神耗弱とは、精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいいます。まったく責任を問えない場合を心神喪失といい、限定的な責任を問える場合を心神耗弱といいます。

重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ（これらの未遂も含みます。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともあります。）に当たる行為をいいます。

● 審判の傍聴・結果等の通知

裁判所の許可を得て被害者等の方が審判を傍聴する制度や審判の結果等について裁判所から通知を受ける制度があります。

● 対象者の処遇段階等に関する情報提供

審判で入院決定・通院決定を受けた対象者について以下の情報提供を受けることができます。

- ・ 対象者の氏名
- ・ 対象者の処遇段階（入院処遇、地域社会における処遇、処遇終了）とその開始又は終了年月日・終了事由
- ・ 対象者の事件を担当している（担当していた）保護観察所の名称、所在地及び連絡先
- ・ 地域社会における処遇中の保護観察所による対象者との接触状況

問合せ先：前橋地方裁判所、前橋保護観察所



「裁判所」へ

<警察庁 HP 内リンクへ>



「保護観察所等」へ

裁判後の制度

12 加害者の処遇状況等の通知制度

被害者等の方には、裁判や少年審判後の加害者の処遇状況等について通知を受けることができる制度があります。

● 加害者が刑事処分になった場合の通知

加害者が刑務所に収容された場合は、受刑中の刑務所における処遇状況や、加害者が刑務所から釈放される時期、釈放されたこと等をお知らせします。加害者が保護観察を受けることになった場合には、保護観察中の処遇状況等をお知らせします。

具体的な通知内容は以下のとおりです。また、申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

- ・ 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項
(収容されている刑事施設の名称・所在地、作業名・改善指導名等)
- ・ 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項
(釈放された刑事施設の名称・所在地、釈放年月日、釈放事由等)
- ・ 仮釈放審理に関する事項
(仮釈放審理の開始年月日、仮釈放審理の結果等)
- ・ 保護観察中の処遇状況等に関する事項
(保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等)

● 加害者が保護処分になった場合の通知

加害者が少年審判において保護処分を受けた場合、少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況等をお知らせします。

具体的な通知内容は以下のとおりです。また、申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合は最寄りの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合は保護観察所です。

- ・ 収容されている少年院の名称等の事項
(入院年月日、収容されている少年院の名称・所在地)
- ・ 少年院在院中の教育状況等に関する事項
(教育予定期間、処遇の段階、個人別矯正教育目標、仮退院の申出年月日等)
- ・ 出院に関する事項
(出院年月日、出院事由等)
- ・ 仮退院審理に関する事項
(仮退院審理の開始年月日、仮退院審理の結果等)
- ・ 保護観察中の処遇状況等に関する事項
(保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等)

問合せ先：前橋地方検察庁、前橋少年鑑別所
前橋保護観察所

<警察庁 HP 内リンクへ>

「検察庁」参照
「矯正関係施設等」参照
「保護観察所等」参照



13 仮釈放・仮退院等審理における意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かの審理を行う地方更生保護委員会に対して、仮釈放・仮退院、生活環境の調整、保護観察に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

地方更生保護委員会が聴取した意見等は、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放等が許可されて保護観察となった場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

<警察庁 HP 内リンクへ>

問合せ先：関東地方更生保護委員会、前橋保護観察所



「保護観察所等」へ

14 処遇段階における心情等の聴取・伝達制度

加害者が刑務所や少年院に収容中又は保護観察中の場合、被害者等の方が被害に関する心情、被害を受けて置かれている状況、加害者の生活や行動に関する意見を述べ、ご希望があれば、これを加害者に伝える制度があります。

● 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

加害者が刑務所や少年院に収容中の場合、申出のあった被害者等の方から、被害に関する心情、被害を受けて置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活や行動に関する意見を伺い、ご希望に応じてこれを加害者に伝えます。

また、お伺いした心情等を踏まえ、加害者に被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めるよう指導が行われます。

● 保護観察中における心情等聴取・伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害に関する心情、被害を受けて置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見をうかがい、ご希望があればこれを加害者に伝えます。

また、加害者に対して、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めるよう指導が行われます。

<警察庁 HP 内リンクへ>

問合せ先：関東矯正管区、矯正施設（刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院、少年鑑別所）、前橋保護観察所



「矯正関係施設等」へ

都道府県・市町村に関する制度

⑮ 群馬県の被害者等のための主な支援制度

群馬県では、群馬県警察、犯罪被害者等早期援助団体、関係市町村、その他関係機関及び団体等とともに総合的な支援を一体となって実施しています。被害者等の方それぞれの状況に応じた各種支援制度の案内、関係機関に関する情報を提供する総合的対応窓口を設置しています。

群馬県が施行した「群馬県犯罪被害者等支援多機関ワンストップサービス事業実施要綱」に基づき、支援に携わる関係機関・団体のいずれかで相談や届出を受理すれば、その情報が県の多機関ワンストップサービスに集約され、関係機関・団体による支援調整会議を経て、被害者等の方のニーズに応じた支援が関係機関・団体から提供されます。

群馬県及び群馬県内の全市町村には、「犯罪被害者等支援条例」が制定されています。

問合せ先：群馬県生活こども部生活こども課（総合的対応窓口）

☎ 027-226-2906

相談受付時間 8時30分～17時15分

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）

<相談業務委託先>（公社）被害者支援センターすてっぷぐんま

☎ 027-253-9991

相談受付時間 10時～16時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）

各市町村では、「犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等に対する相談及び情報提供、見舞金等の支給制度等の支援を行っています。

各市町村の見舞金等の支給

<警察庁 HP 内リンクへ>

被害者等の方に対して見舞金・支援金を支給します。



- ・ 遺族見舞金・支援金（30万円）
- ・ 重傷病見舞金・支援金（10万円）

「あなたの街の支援」へ

※ お住まいの市町村における被害者等の方を対象とした支援制度は上記の二次元コードからご確認ください。

犯罪被害者等早期援助団体の制度

16 (公社) 被害者支援センターすてっぶぐんまの支援制度

(公社) 被害者支援センターすてっぶぐんまは、群馬県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間の被害者支援団体です。具体的には次のような支援を行っています。

● 電話相談、面接相談

犯罪被害等に関する電話やメール相談、面接相談を行っています。

● 関係機関への付添い

病院、警察、検察庁、裁判所等への付添いを行っています。

● 犯罪被害者等給付金の制度説明と申請補助

被害者の方やご遺族が犯罪被害者等給付金の申請をする際の補助などを行っています。

問合せ先：公益社団法人被害者支援センター
すてっぶぐんま

☎ 027-253-9991

相談受付時間 10時～16時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）

<警察庁 HP 内リンクへ>



「民間被害者支援団体」へ

被害者等の方の同意を得て、警察から犯罪被害者等早期援助団体に対して、被害者等の方のお名前やご連絡先、犯罪被害の概要を連絡することができます。それにより、繰り返し被害にあわれた状況を説明することなく、相談できます。犯罪被害者等早期援助団体には守秘義務があります。

犯罪被害者等早期援助団体への相談や支援を希望される場合は、本冊子の最終ページ「同意書」へ必要事項をご記入いただき担当捜査員へお渡しください。

同意書の宛名は捜査を担当する警察署長、ご記入いただきました日付、ご住所及びお名前をご記入ください。

捜査を担当する警察署長とは、例えば、捜査を担当する警察署が前橋警察署の場合、「前橋警察署長」となります。